

福長い第3554号

令和6年3月29日

居宅介護支援事業所 管理者 様

さいたま市福祉局長寿応援部

いきいき長寿推進課長

(公 印 省 略)

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の受託に関する協力
について (通知)

日頃から、本市の介護保険事業の運営等にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日から第9期介護保険事業計画（以下、「計画」。）が開始となりますが、計画の策定にあたりましては、介護保険法令の改正等を含め国でも活発な議論が行われ、本市としましてもその改正等の趣旨を鑑み、引き続き、地域支援事業の実施等に取り組んでいくところです。

特に、国の議論においては、「地域包括支援センターの業務負担の軽減を進めていくためには、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」という意見があり、現在実施している「地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が委託契約を締結することにより介護予防支援の業務を受託すること」も存置しつつ、令和6年4月から新たに「居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できる」ととされました。

他にも、「基本報酬の通減性適用が1月あたり現在の40件以上から45件以上へ変更される」とともに、「2分の1としている要支援者の取扱い件数についても3分の1に見直される」など、今後の制度改正等に伴い、業務の効率化や介護人材の有効活用を進めるための見直しが行われたところです。

つきましては、今般の介護保険制度改正等の趣旨を十分にご理解いただき、各居宅介護支援事業所で要支援者を受け持っていただくなど、「介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の受託」等に関しまして、さらにご協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

(担当)

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
地域支援係 坂口、小池、土屋、重吉

電話：048-829-1257

FAX：048-829-1981

E-Mail：ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp